

短期入所の利用に係る費用について

- ①介護給付費 (1) 介護給付費は事業者が市町村より法定代理受領します。
 (2) 介護給付費の中で自己負担分(定率/利用者負担金)は事業者に直接お支払頂きます。
- ②施設利用料 (1) 介護給付費にふくまれない費用は事業者に直接お支払頂きます。

A : ①-(2) 利用者負担(定率/利用者負担金)に係る月額上限について

区 分	世帯の収入状況	負担上限月額
一般2	市町村民税課税世帯	37,200円
一般1	市町村民税課税世帯で所得割16万円未満	9,300円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
生活保護	生活保護の受給世帯	0円

※世帯の範囲は、障害当事者とその配偶者となります。障害当事者が20歳未満の場合は、その保護者の属する住民基本台帳での世帯が対象となります。

B : ②-(1) 施設利用料について

施設利用料〔給食費・その他〕		金 額
給食費	朝食：食材料費相当 230円/人件費相当 140円	(一般) 1,570円/日 (低所得・生保) 890円/日
	昼食：食材料費相当 330円/人件費相当 270円	
	夕食：食材料費相当 330円/人件費相当 270円	
光熱水費		320円/日
創作活動に係る材料費		実 費

*** 食費等実費負担の軽減**

世帯の収入状況により、一般1と低所得と生活保護に該当する利用者の負担する額の内680円が減免されます。ただしその内の一割(定率負担分)と食材料費相当額はお支払い頂きます。

上記AとBを「負担金等」と称し、この合算額を毎月お支払い頂くことになります。